

神戸市教職員組合 養護教員部との交渉議事録

1. 日 時：令和 7 年 12 月 15 日（月）17：30～17：55
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：
 - （市）教職員人事課長、教職員人事課人事係長、健康教育課長、健康教育課学校保健係長、健康教育課係長、教職員給与課長、教職員給与課労務制度係長、他 1 名
 - （組合）副執行委員長、書記長、他 4 名
4. 議 題：2026 年度 教育環境整備・労働条件改善に関する要求書の提出について
5. 発言内容：
 - （市）養護教員部の皆さま方におかれましては、各学校現場において、児童生徒の健康管理、保健指導、さらには学校全体の安全管理・衛生管理に至るまで、日々、多岐にわたる業務にご尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

近年は、感染症対策や子どもの心の不調、不登校への対応など、養護教諭の皆様求められる職務が一層複雑化・多様化しており、単数配置・少数配置ならではの難しさやご苦勞も多いことと存じます。児童生徒の健康と安全を守るという重要な職責を担う皆様が抱える課題を、どのように解決していくか、一緒に考えてまいりたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。
 - （組）要求文 6 番「救護員の活用」について発言します。宿泊行事における管理職との意向確認について今年度の養護教員部アンケートでは、昨年の 60%から 62%と少し上がってきていますが、まだ 4 割近くが行われていないという現状です。すべての養護教員に意向確認が行われますよう、引き続き周知をお願いします。（4）代休日の救護員の派遣については、養護教員が「宿泊行事に従事した日数分」の救護員の配置を求めます。例えば養護教員が木金土の 3 日間の宿泊行事に従事した場合、学校に子どもが登校している木金と土曜日の代休にあたる月曜日の「3 日分」を、学校の実情に合わせ、救護員の運用ができるようにしたいのです。養護教員が代休を取得した場合、保健室を閉めることで子どもたちが利用できない状況となることを養護教員として心苦しく感じます。そのような中では安心して心身の回復はできません。代休日においても学校における十分な救護体制を確保することが不可欠だと考えることから、代休日には保健室に救護員を置き、回復措置のための代休を気兼ねなく取得することができるよう、救護員の柔軟な運用の検討をお願いします。
 - （市）まず、意向確認ですが、一昨年 3 割、昨年度 6 割を超えているということで喜ばしい思いでしたが、今年は微増ということで、残念に思っています。校長会での周知、校外学習実施の手引きや、救護員利用と併せて周知を図ってまいりたいと考えています。代休に係る部分ですが、原則は回復措置の意味でも、当該学年の他の先生と一緒に同様に翌週の月曜日に代休を取っていただくことが理想と考えています。ただし、養護教諭の学校に占める役割という意味でもなかなかそれが叶わない実情も理解しています。昨年度から要求いただいていた代休日の救護員の派遣について整理を行ったうえ

で、柔軟な運用について検討を進めてまいりたいと考えています。

(組) ありがとうございます。養護教員は、学校において代わりのいない専門職です。養護教員の職務の特性を考慮していただき、また現場の養護教員のことを考えて寄り添ってともに考えていただけていること感謝しております。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

(組) 要求文3番「定年後の働き方」について発言させていただきます。高齢層のスキルのある経験豊かな人材を現場に残すため、養護教員の短時間勤務の運用の実現を要求します。現在、養護教員が選択できる枠はフルタイムと短時間の31時間のみです。現状31時間の枠で働く退職養護教員は、定数を切った学校の「激減加配枠」に配属されています。非常に限られた枠であるため、希望している養護教員が多くいるにもかかわらず、短時間勤務が叶っていないのが実情です。そのような中、他の自治体においては、多様な勤務形態による退職養護教員の新たな働き方が提案され始めています。養護教員部アンケートからは、定年後の働き方として多くの養護教員がフルタイム以外の「短時間」で働く勤務形態を強く望んでいます。現行制度において65歳までの雇用継続を主眼に置いた養護教員の働き方を事務局が提案するならば、今後、定年引上げにより定年年齢が伸びていく中で、健康面・体力面・そして子どもの命を預かるという精神的負担を抱える養護教員の働き方に「短時間勤務へのニーズ」が確実に高まると考えられます。また学校現場における教員の人員不足の状況下で、定年後も経験豊かな養護教員に学校現場に残ってもらうことは、保健室業務だけでなく学校全体への働きの期待は大きく、子どもたちや教職員にも大きなメリットであると考えます。子どもが学校にいる時間だけでも、経験豊かな退職養護教員が学校、そして保健室にいてくれることで、子ども一人ひとりにきめ細やかな対応が可能となり、それは子どもの安心安全や、一般教員・養護教員の執務の支えにもつながります。雇用形態としてフルタイム勤務のハードルを下げ、短時間勤務の選択肢を提示していくことが必要です。このような短時間勤務のニーズに柔軟に対応できるよう、経験豊かな退職養護教員を短時間勤務で雇用する新たな形態の構築をご検討いただけないでしょうか。養護教員の多様な働き方の希望と学校現場におけるその豊富な経験の有効活用という両面から検討をお願いします。

(市) 定年前再任用短時間勤務または暫定再任用短時間勤務を希望された場合、これまでは複数配置からの激変緩和という配置をしてきました。定年延長制度が進んでいく中で、やはり働き方の選択肢は少しずつですが増やしていきたいと考えており、令和8年度から、複数配置校のうち1名分のポストについていわゆる短時間2名を配置するという選択肢を持ちたいと思います。学校にご希望に合うかどうかは分かりませんが、そのような選択肢を持っておきたいと考えています。また、育児短時間勤務取得者が今増えてきており、その代替として非常勤職員を配置していますが、その非常勤に替えて定年前再任用短時間勤務の方のという選択肢も持っておきたいと思っています。いずれの場合も個人個人のご希望と学校の配置が叶うかは分かりませんが、短時間で頑張りたいという方が激変緩和の学校しか行けないという状況は少しでも拡充していきたいと思っています。

(組) 今、具体的な内容として回答いただきました。ありがとうございます。これから検討

いただけるということで、とても期待を持っております。実際に退職の養護教員からも直接働き方についての問い合わせも来ています。長年にわたり、私たちは短時間枠を求めてきましたので、今後養護教員の働き方が柔軟に、そして新たな働き方に期待をしております。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

(組) 要求文2番「学校内でのフッ化物洗口・洗口液配付事業」について発言します。

フッ化物洗口モデル校の進め方については、外部人材を充てて対応していることや学校現場の声を聞きながら寄り添った形で進めてもらっていることに感謝しています。しかし、毎年交渉の場で確認しているように、私たちの考えは次の3つです。①学校現場に医療を持ち込まない②教職員はフッ化物関連事業に携わらない③薬物に頼らない歯科保健教育をすすめる、です。これはこのような交渉の場で何度も述べて、健康教育課としても同意をいただいていたいました。

ところが、本年度小学校5・6年生の希望者を対象に始まったフッ化物洗口液配付事業については、交渉で確認してきた「フッ化物の事業に教員を携わらせない」という確認を反故にする形となり、1学期の多忙な学校現場に混乱を招きました。養護教員部アンケートでは、「フッ化物洗口液配付は学校の負担が大きい」「医薬品を学校で扱うことに大きな戸惑いを感じる」という多くの意見が出ました。

来年度は、小学校3・4年生まで対象が拡大すると聞いていますが、洗口液を学校で配付することが前提に進んでいませんか？本年度5月末に事務局と確認済みである、学校歯科医に記載してもらった指示書の「依頼と受け取り」、洗口液の「学校配付」の2点について、どうしても学校が担わなければならない業務なのか、他の方法の検討を含め、改めて神戸教組との協議の場を作るよう求めます。

来年度のフッ化物洗口・洗口液配付事業に関する「事業計画の提示」、神戸教組のとり組み「3本柱の再確認」、「協議の場を作ること」、以上3点を求めます。

(市) ご要望いただきました、3点についてお答えします。まず、事業計画の提示についてです。これまでのモデル実施に加えて、今年度は、全市の小学5・6年生の希望家庭にフッ化物洗口液を配付しました。初めての取り組みであり、各学校にもご協力をいただきましたことをお礼申し上げます。来年度については、今年度の課題を踏まえ、次のような改善を検討しています。まず、保護者への案内や希望のとりまとめは、学校ではなく「すぐーる」を活用し、健康局と教育委員会事務局で対応。希望者名簿の管理も同様に健康局と事務局で対応。洗口液の配付については、原則として健康局で対応。ただし、全校で完全対応はどうしても難しいという状況になりますと、一部学校での協力をお願いする場合があります。これらを「事業計画」に盛り込み、改めてご提示いたします。

次に、神戸教組のお考えである3本柱についてですが、こちらとしても教職員に新たな負担が生じない方法で進めることを前提としています。一方で、令和5年1月の文部科学省からの通知では、学校での集団フッ化物洗口の有効性や、う蝕予防による健康格差の縮小の必要性が示されています。こうした国の方針や子供たちの健康格差の縮小・予防保健の観点からも、全市的な取り組みを進める必要があるため、何卒ご理解とご協力をお願いしたいと考えています。

協議の場を作ることについては、これまでも事前の情報共有や学校園への通知前のご相談、情報連携などでも、場を設けさせていただいています。来年度に向けても、事業計画の提示とあわせて、改善点を踏まえた協議の場を設け、現場の声を反映しながら進めてまいりたいと存じますので何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

(組) この事業において、「教員を携わらせない」ということを交渉にて確認しています。学校現場で行うことについて、交渉内容と相違のある場合は、必ず神戸教組に説明・協議を行うように求めます。このフッ化物洗口・洗口液配付事業を市の予算を大きく割いてまで行う必要があるのか、むし歯予防の効果を得られているのか、学校現場で行う必要があるのか、行政中心にとりくみを進めるべきではないのかということは、長年にわたり私たちは訴えています。この事業について、子どもや保護者の理解が進んでいるでしょうか？ホームページや教育委員会だよりへの掲載だけでは発信しているだけで、周知には至っていないと考えています。現状、子どもや保護者、教員への理解はいまだ進んでいませんし、学校現場ではトップダウンの事業として教員は認識しています。「良いものだから学校でやる」ということでは、理解や協力は得られません。その点今後どのように進めていく予定であるのか、考えをお聞かせください。

(市) 周知については、ホームページや教育委員会だよりでの発信に加えて、学校やご家庭には、フッ化物洗口の意義や安全性などをチラシや動画で周知し、すぐ一歩でも啓発を行っております。学校から希望があれば、教員や保護者向けの説明会も行っております。この点についても、今年度の状況を踏まえ、より効果的な方法を検討していきたいと考えております。

(組) 今お聞きしたように、来年度も学校が担うようになる指示書のとりつけや洗口液の配付について、実際、校内の人員でそれを行うことが難しい場合はご相談させていただいて、できるだけ寄り添った対応をしていただくということで、ありがとうございます。今年もそれを行うことが難しいとして、相談させていただいて、健康局の方から、シルバー人材センターの方などが配置された学校については、すごく助かった、負担感も少なく済んだという声も聞いているので、これに対して、相談すれば対応していただけるということの周知をお願いしたいということと、周知されれば、お願いしたいという学校が増える一方、先ほども全校対応は無理ということをお伺いしました。本当に人員がないということで困っている学校に対しては、できるだけ寄り添った対応で、健康教育課の方やシルバー人材センターの人員などを活用いただいた配置にご協力いただけるようによろしく申し上げます。

(組) 要求文5番について発言させていただきます。 帯同看護師については、ここ数年の間に児童数 300 人未満の学校にも一定数の時間がいただけるようになったこと、不足する時間を追加配当していただけること、また申請するシステムも簡易に入力報告しやすくなったことなど、どの学校にも運用しやすい制度に改善されありがたく思っています。追加配当が可能になっていることの周知も年々進んでおり、確実にスムーズな検診の実施につながっています。ありがとうございます。引き続き弾力的な運用をお願いします。

さて、3年継続して交渉している帯同看護師制度の条件拡充において、本年度も「内科

枠の新設」を強く求めます。一昨年度から内科検診において上半身着衣で受けることが原則となり、スムーズに検診を進めるためには、聴診時に子どもに寄り添い、衣服のまくりあげをするという介助の人員が必要となっています。養護教員は全体の総括的な動きをとるため、この介助的役割はそれに専心できる人が必要です。健康教育課からの通知「内科検診時の服装等について」の文書では、「教員・養護教諭」が関わるようにと示されていますが、人員不足の状況からもそれに専念できる校内での教員の配置は困難です。また、子どものからだに触れるというデリケートな介助については、同性であっても教職員ではなくプライバシーの保護やスムーズに検診を行うためにも、専門職である看護師があたるのが、子どもや保護者にとって健康診断を受ける際に安心であると考えます。

全市養護教員にアンケートを実施した結果、「内科枠があれば利用したいですか？」の問いに、学校規模にはよりますが約8割の内科枠新設の希望がありました。これらを鑑みて、帯同看護師制度に内科枠を選択肢に追加し、学校の実情に応じ、内科検診にも対応できるような柔軟な運用の実現を求めます。

(市) 過去からいただいているご意見・ご要望を踏まえ、当課でも改めて検討を重ねております。本制度については、これまで児童数 300 人未満の学校にも一定時間の配当が可能となり、さらに不足する時間の追加配当や、申請システムの簡素化など、現場で運用しやすい仕組みへ改善を進めてきました。こういった取り組みにより、検診の円滑な実施に確実につながっていることを確認しており、引き続き弾力的な運用を心がけてまいります。一方で、内科検診における介助の必要性については、これまでもご意見やご要望をいただいております。当課としても重要な課題として認識しています。このため、令和8年度以降、本制度において、「内科枠」を学校の実情に応じて柔軟に活用いただけるよう、現在内部で調整を進めております。具体的な利用条件や児童数に応じた時間配分など、詳細については、決まり次第お知らせいたします。

引き続き、現場の声を踏まえながら、子供たちの安全と検診の円滑な実施に資する制度運用を目指してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

(組) 全市の養護教員にアンケートをしましたが、中規模から大規模の学校にかけて要求が多くありました。校種別では特に中学校の現場において女性の教員が少ないということもあり、内科健診の時間に女性の教員を充てるのがかなり困難だという声が多かったです。今後調整・検討を進めていただけるとのことで大変ありがたく思います。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

(組) 養護教員は、子供たちはもちろん、教職員を含めた学校全体の健康の保持に大きく寄与しており、学校に不可欠な存在です。今日の交渉で、そのような養護教員の声に寄り添っていただいたことに感謝しています。引き続き養護教員の働きやすい環境になるようよろしくお願い申し上げます。